

鷄退出、騎馬始並船岡北野就、獺鷹飼及小鷹等相隨入野、于時乘腰輿、就西岡上望見、獺云々、

〔西宮記臨時五〕野行幸

入野御狩、御輿人裝束、在臨時申奏、

〔古事談王道后宮〕延喜野行幸之時、被入腰輿之御劔ノ石付落失云々、希有事也、古物ヲトテ大ニ令

驚給テ、タカキ岡上ニテ御覽ジケレバ、御犬ノ件石付ヲクハヘテマキリタリケレバ、殊ニ興ジテ

令悦給ケリ、

○按ズルニ、是ハ帝王編年記ニ、延長六年戊子十二月五日、行幸大原野、有鷹狩逍遙事トアル時
ノコトナルベシ、

〔柱史抄下〕野行幸事

延長六年十一月十一日、可有大原野行幸、而當血忌日也、陰陽寮申、其日不可殺生見血、仍停止、二十

一日、朱雀院行幸御柏殿、先是按察大納言奏、令放御鶉大池、乘輿過池邊、鶉人寄舟池濱、以太毛盛魚

令覽云々、大原野行幸、來月可有左大臣藤原忠平奏、仁和二年十二月芹川行幸、內記日記云、橋廣相于

時參議右大辨文章博士、著狐尾袍、著靴、是承和明仁小野篁、滋野貞主等例云々、是即儒服、今國幹朝

臣、左大辨正幹朝臣、治部卿須著狐尾袍、不失舊例、按察大納言云、芹川行幸、王公皆著摺衣腹卷行騰、唯廣

相朝臣、不著行騰腹卷、著袍、衣尾自長、故曰狐尾袍云々、

〔大鏡八〕六條式部卿の宮實〇敦と申しは、延喜帝醍醐一腹兄弟におはします、野の行幸せさせ給し

に、この宮つかうまつらせ給べかりけれど、京のほど遅參せさせ給へりしかば、かつらの里にぞ

まゐりあはせ給へりしが、みこしどいめてさきだてまつらせ給ひしに、なにがしどいひしい

ぬかひの犬の、まへ足をふたつながらかたにひきこして、ふかき河の瀬わたりしこそ、行幸につ

かうまつり給へる人々さながらけうじ給はぬなく、御門もけうありげにおぼしめしたる御け